

第2部 各論（案）第1章～第3章

第1章 教育・保育提供区域の設定

1 区域設定の考え方

本計画においては、「量の見込み」と「確保の内容」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定します。

2 区域設定

本計画においては、本市全域を1区域として設定します。

【区域設定の理由】

以下の理由により、教育・保育提供区域を「市内全域で1区域」とすることとしました。

- ① 保護者の生活スタイルの多様化に伴い、現在、本市での幼稚園、保育園等の利用は、旧町村に関係なく市内全域で広域的な利用があること。
- ② 保護者の通勤、勤務状況等に合わせた幼稚園、保育園の利用や市の様々な地域性を活かした特徴ある教育・保育を利用者が選べるなど、細かなニーズに柔軟に対応できること。
- ③ 地域ニーズに合わせた地域型保育施設の導入が容易になること。
- ④ 人口減少が今後も見込まれる中、区域を小さく設定すると地域によっては見込み量が少なく、区域内での量の調整や確保が難しいこと。
- ⑤ 保護者の就労状況や希望するサービスの利用など考慮すると、区域を分けて確保策を検討するよりも市全体で検討した方が既存施設の有効利用につながること。

第2章 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

1 幼児期の教育・保育の量の見込み

本市では、これまでの教育・保育の利用実績、ニーズ調査の結果を踏まえ、人口推計、施設の配置状況、市の実情等を考慮し、認定区分ごとに、「必要利用定員総数」を設定します。

■必要利用定員総数

- ・1号認定（3～5歳 学校教育のみ）：幼稚園及び認定こども園に係る総数
- ・2号認定（3～5歳 保育の必要性あり）：保育園及び認定こども園に係る総数
- ・3号認定（0～2歳 保育の必要性あり）：保育園及び認定こども園、地域型保育事業に係る総数

■教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）

（単位：人）

計画年度及び認定区分			1年目（R7）					2年目（R8）					3年目（R9）				
			1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号		
					2歳	1歳	0歳			2歳	1歳	0歳			2歳	1歳	0歳
①量の見込み （必要利用定員総数）			51	459	140	105	80	45	406	105	140	77	38	345	140	140	77
②確保の内容	特定教育・保育施設	認定こども園	10	49	11	10	5	10	49	11	10	5	10	49	11	10	5
		幼稚園	60					60					60				
		保育園		704	171	141	89		704	171	141	89		704	171	141	89
		従来型幼稚園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		地域型保育事業	—	—	3	2	—	—	—	3	2	—	—	—	3	2	—
②-①			19	294	45	48	14	25	347	80	13	17	32	408	45	13	17

計画年度及び認定区分		4年目 (R10)					5年目 (R11)				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
				2歳	1歳	0歳			2歳	1歳	0歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		39	347	140	140	77	39	347	140	140	77
②確保の内容	特定教育・保育施設										
	認定こども園	10	49	11	10	5	10	49	11	10	5
	幼稚園	60					60				
	保育園		704	171	141	89		704	171	141	89
	従来型幼稚園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	地域型保育事業	—	—	3	2	—	—	—	—	—	—
②-①		31	407	45	13	17	31	407	45	13	17

※特定教育・保育施設は、子ども・子育て支援法の施設型給付を受ける幼稚園、保育園及び認定こども園をいう。

※従来型幼稚園は、文部科学省の幼稚園教育要領に基づいて幼児を教育する幼稚園をいう。

※地域型保育事業は、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育をいう。

■ 0～2歳児の保育利用率

0～2歳児の保育利用率の目標値を設定します。

(単位:人)

	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
児童数推計	358	385	420	420	420
確保方針合計	432	432	432	432	432
保育利用率 (目標値)	89.6%	89.6%	89.6%	89.6%	89.6%

2 提供体制の確保の内容及びその実施時期

本市では、3号認定が第二子以降無償化等の理由により増加傾向にあります。しかし、今後の人口減少が予想されるため、現状の見込み量については、保育士不足の状況にはあるものの定員数の中で充足できる予定です。急激な社会変化の中で不足する場合は、既存施設の定員数を見直し、必要に応じた定員増により体制を確保することを目指します。また、民間の力を活用した地域型保育事業の導入を支援します。

1号認定に対応できる施設は市内に3施設(めぐみ幼稚園、すもんこども園、入広瀬幼稚園)ありますが、令和4年度よりめぐみ幼稚園は、施設型給付を受ける幼稚園へ移行しています。入広瀬幼稚園は平成28年4月から休園しており、令和6年度末で廃止の予定です。

保護者の多様なニーズに対応するため、「魚沼市公立保育園等再編計画」の個別再編方針により検討していきます。また、公立保育園等の民間移譲の可能性等を把握するため、サウンディング型市場調査を実施し、その結果を令和5年12月に公表しましたが、今後のあり方につきましては、民間移譲実現の可能性は低いと判断し、当面は公立保育園としての運営を継続する方針です。

なお、ひがし保育園は令和6年度末で廃止の予定です。

第3章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

1 利用者支援事業

子どもや保護者が保育園、こども園、幼稚園での教育・保育や放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業です。

■現在の実施状況・課題

令和6年4月に児童福祉法改正により既存の子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の双方の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、一体的な相談支援を行う魚沼市こども家庭センターを設置しました。

子育てなどに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえて、子育て世代に対する包括的な相談支援体制の強化を図ります。

■今後の方向性・目標事業量

引き続き、関係機関（子育て支援センター、保育園、こども園、幼稚園など）の連携を図り、教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用に関する情報集約と情報提供を行います。

また、子どもや保護者からの相談や利用に必要な情報提供、助言を行い、関係機関との連絡調整等も行います。

妊娠届出時からこども家庭センターを相談窓口として周知し、妊娠・出産・子育て期に切れ目なく支援できるようにします。

市の関係職員による子育て支援についての連携体制をかため、適切な相談支援の実施を目指します。

○目標事業量【実施か所数】

	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
① 量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
② 確保の内容	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

2 地域子育て支援拠点事業

子育て支援センター等で、子育て中の親子の交流や育児相談、子育て関連の情報提供等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図るとともに、地域の子育てサークルの活動を支援します。

■現在の実施状況・課題

魚沼市子育て支援センターでは、月曜日から金曜日の9時から16時、土曜日の9時から11

時 30 分、堀之内なかよし保育園の広場開放では、月曜日から金曜日の 9 時から 15 時、すもんども園では月曜日から金曜日の 8 時 30 分から 11 時 30 分の自由開放を実施しています。

少子化や未満児の保育園入所の増加等により本事業の利用者数は減少傾向にあり、核家族化が進む中、子育てについての悩みを気軽に相談できる環境づくりや孤立感の防止が課題となっています。

■今後の方向性・目標事業量

今後も継続して子育て支援センターの機能強化を進めながら、本センターから遠隔な地域については、地域に密着した保育園・幼稚園などで子育て支援・保護者支援体制の充実を図りながらサービスの提供に努めます。

また、来場者数は減少していくことが予想されますが、子育て支援センターでの乳幼児健診等を実施しており、このような場を活用しての相談体制を充実していくことが必要です。また、健診等も含めたセンター事業の更なる P R を行い、利用者の増加を図っていくことが必要です。

○目標事業量（子育て支援センターの年間総利用者数）

	1 年目 (R7)	2 年目 (R8)	3 年目 (R9)	4 年目 (R10)	5 年目 (R11)
①量の見込み	9,000 人	8,500 人	8,000 人	7,500 人	7,000 人
②確保の内容	9,000 人	8,500 人	8,000 人	7,500 人	7,000 人
②-①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【参考：利用実績】令和 4 年度 10,310 人
令和 5 年度 8,767 人

3 妊婦健診事業

妊娠・出産期から子育て期までの途切れない支援に配慮することが重要であり、母子保健施策の推進の一環として妊婦の健康診査にかかる費用を助成しています。

■現在の実施状況・課題

関係機関と連携し、母子健康手帳の交付から妊娠・出産・育児まで切れ目のない支援を行っています。

妊婦健診では、健康診査費用の一部を助成することで、誰もが安心して妊娠・出産を迎えることができるように健康状態を定期的に確認し、様々な相談に応じています。14 回の妊婦健康診査に加え、市独自に 15 回目以降の健診費用も助成しています。

■今後の方向性・目標事業量

引き続き出産するまで健診助成を実施し、母体や胎児の健康状態の確認や妊娠、子育ての

不安解消に努めます。

今後も医療機関と連携しながら、定期受診がない妊婦がいないか確認し、妊娠、出産及び子育てへの不安を軽減する支援体制を充実する必要があります。

○目標事業量【母子健康手帳交付数】

	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
①量の見込み	140人	140人	140人	140人	140人
②確保の内容	140人	140人	140人	140人	140人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

【参考：交付実績】令和4年度 137人

令和5年度 135人

4 乳児家庭全戸訪問事業

育児経験の豊富な訪問スタッフと保健師等が生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育てに関する情報提供等を行い、親子の心身の状況や養育環境を把握しています。支援が必要な家庭に対しては関係機関と連携し、親子の孤立を防ぎ適切な支援につなげています。

■現在の実施状況・課題

令和5年度の訪問実施率は、99.3%です。

継続支援が必要な保護者に対しては保健師等が訪問し、乳児の成長発達の確認や子育て不安の軽減と孤立防止を図ることができています。訪問した際の相談内容が多様化しているため、訪問従事者の研修や意見交換、報告会等を行いスキルアップを図る必要があります。

■今後の方向性・目標事業量

今後も生後4か月までの乳児がいる家庭の養育環境の全数把握に努めます。切れ目のない支援を継続できるようスタッフ研修や連携を強化していきます。

○目標事業量【訪問実施数】

	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
①量の見込み	140人	140人	140人	140人	140人
②確保の内容	140人	140人	140人	140人	140人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

【参考：訪問実績】令和4年度 訪問数 142人

令和5年度 訪問数 139人

5 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者のうち、養育を支援することが特に必要な家庭に対して、保健師、助産師、保育士等が関係機関と連携し、妊娠期から継続して必要な支援を行う事業です。

■現在の実施状況・課題

継続的な支援が必要なことから特定妊婦¹³の把握に努めています。その上で、関係機関が連携して当該家庭の支援をしています。また、様々な要因で養育支援が必要となっている家庭については養育支援の必要性を判断し、保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を行い、関係機関と連携しながら個々の家庭が抱える養育上の問題を解決するよう継続的に支援しています。

児童相談所や保健所、地区担当保健師、福祉担当部署等の支援にあたる関係者、関係機関の情報共有と連携体制が必要不可欠となっています。

■今後の方向性・目標事業量

今後も切れ目のない支援が行われるよう関係機関と情報の共有を行い、更に連携を密接にするよう努めます。また、妊娠期から安定した家庭生活が営まれるよう支援に努めます。必要な対象者には関係機関と連携し全数支援できるように対応します。

【参考：訪問実績】 令和4年度 訪問数2人
令和5年度 訪問数0人

6 子育て短期支援事業

短期入所生活援助（ショートステイ）事業は、保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で一時的に保護するものです。

また、夜間養護等（トワイライトステイ）事業は、保護者が仕事等の理由により平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等に、児童を児童養護施設等で保護するものです。

■現在の実施状況

本事業については、現時点において県内で実施しているのは新潟市、阿賀野市、見附市のみ

¹³ 「特定妊婦」・・・出産後の子どもの養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のことをいう。具体的には、不安定な就労等収入基盤が安定しないことや家族構成が複雑、親の知的・精神的障害などで育児困難が予測される場合などがある。このような家族は妊娠届が提出されていないなかったり、妊婦健診が未受診の場合もある。

です。

■今後の方向性

現時点ではニーズがなく、本市が実施施設を単独で開設することは現実的ではないと考えますが、今後のニーズを把握する中で、ファミリー・サポート・センター事業等、類似の機能を持つ事業による対応の可能性を含め検討していきます。

7 ファミリー・サポート・センター事業

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施しています。

■現在の実施状況・課題

令和5年度の実績は、依頼会員91人、提供会員18人、両方会員3人、利用回数は、保護者等の外出の場合の預かり107回、保護者等の就労の場合の預かり20回、保護者等の病気や急用の場合の預かり3回、学童保育への送迎と学童保育後の預かり14回の合計144回でした。令和3年度から市の助成制度を設け、依頼会員の利用料に上限額を設定したことにより、利用回数が増加し続けており、依頼会員数・提供会員数共に増加傾向にあります。しかし、依頼会員に対して提供会員の増員が伸び悩んでおり、人材確保が課題となっています。

■今後の方向性・目標事業量

FMうおぬまなどを活用した事業内容の効果的なPRや、より利用しやすい環境を整えるため制度の見直しを検討し、子育て支援事業の選択肢の一つとして充実するよう努めます。

また、提供会員については様々な預かりに対応できるように、研修の充実によりスキルの向上に努めます。

○目標事業量

【依頼会員数及び提供会員数】

	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
①量の見込み	75人	76人	77人	78人	79人
	20人	21人	22人	23人	24人
②確保の内容	75人	76人	77人	78人	79人
	20人	21人	22人	23人	24人
②－①	0人	0人	0人	0人	0人
	0人	0人	0人	0人	0人

※上段：依頼会員数、下段：提供会員数

※本項では、小学生を対象とした数字を掲載しています。

【参考：利用実績】 令和4年度 依頼会員 75人 提供会員 15人、両方会員 4人
 令和5年度 依頼会員 91人 提供会員 18人、両方会員 3人

8 一時預かり事業

保護者の社会参加や病気、冠婚葬祭、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等のため、一時的に子どもを保育園等で預かる事業です。

※ここでは、保育園での一時保育、幼稚園での在園児対象の預かり保育、ファミリー・サポート・センター（就学前児童対象分）、地域子育て拠点施設等での一時預かりが対象となっています。

■現在の実施状況・課題

現在、市内の全保育園（こども園含む）で一時預かり事業を、幼稚園で預かり保育事業を実施しています。

ファミリー・サポート・センター事業については、令和3年度から市の助成制度を設けたことにより依頼件数も増加傾向にあります。

一時預かり事業の充実については、通常保育と同様に施設整備、職員配置等が必要となります。現時点では、保育ニーズの高まりを受け、保育士確保が課題となっています。

■今後の方向性・目標事業量

保護者の利用希望に沿いながら、今後も一時的に保育が困難な就学前児童について、適正な支援に努めていきます。また、緊急時に利用しやすい総合的な体制づくりに努めます。

○目標事業量

【保育園・こども園】 (実人数)

	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
①量の見込み	400人	400人	400人	400人	400人
②確保の内容	400人	400人	400人	400人	400人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

【参考：利用実績】 令和4年度 283人
 令和5年度 401人

【幼稚園（在園児対応）】 (年間延べ利用人数)

	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
①量の見込み	4,000人	4,000人	4,000人	4,000人	4,000人
②確保の内容	4,000人	4,000人	4,000人	4,000人	4,000人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

※R4以降の一時預かりについては、こども園で対応することとする。

【参考：利用実績】 令和4年度 3,849人
令和5年度 3,417人

【ファミリー・サポート・センターにおける依頼会員数及び提供会員数】

	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
①量の見込み	75人	76人	77人	78人	79人
	20人	21人	22人	23人	24人
②確保の内容	75人	76人	77人	78人	79人
	20人	21人	22人	23人	24人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人
	0人	0人	0人	0人	0人

※上段：依頼会員数、下段：提供会員数。

※ここでは、就学前児童を対象とした数字を掲載しています。

【参考：利用実績】 令和4年度 依頼会員75人 提供会員15人、両方会員4人
令和5年度 依頼会員91人 提供会員18人、両方会員3人

9 延長保育事業

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常保育時間を超えて保育が必要な場合に保育を行う事業です。

■現在の実施状況・課題

市内の全保育園（こども園含む）で実施しています。令和2年度から5年度までの年間平均利用実人数は約646人です。公立では全園19時まで、小出保育園では22時まで、清心保育園では19時30分（土曜は19時）まで、第二たんぼぼ保育園では19時までそれぞれ開園しています。

通常保育と同様に施設整備、職員配置等が必要となります。現時点では、保護者の就労状況に応じたニーズに対応可能な開設時間や保育士確保が課題となっています。

■今後の方向性・目標事業量

身近な地域でサービスの提供を受けられるよう職員確保に努め、適正な実施サービスの確保に努めます。保護者の就労形態を勘案しながら事業を継続実施します。

○目標事業量【延長保育利用児童数】

(実人数)

	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
①量の見込み	652人	609人	585人	587人	587人
②確保の内容	652人	609人	585人	587人	587人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

【参考：利用実績】令和4年度 383人

令和5年度 635人

10 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを病院等の医療機関や保育施設などで看護師等が一時的に預かるものです。

■現在の実施状況・課題

平成28年度から子育て支援センターでの病後児保育は廃止し、魚沼市立小出病院内で定員おおむね6床で開設しました。令和5年度は延べ利用者数212人、実利用者数125人の利用があり、医師、看護師の常駐する病院での保育は利用者にとって安心できる環境になりました。

インフルエンザ等が流行した場合の保育士の不足や当日のキャンセル等利用方法が課題となっています。

■今後の方向性・目標事業量

働く保護者への支援として、魚沼市立小出病院と連携し継続して実施します。

保護者へは子育て便利帳への掲載等で周知していますが、お知らせ版やFMうおぬまなども活用し制度を周知するほか、ファミリー・サポート・センター事業の依頼会員に紹介するなど、潜在的なニーズに届くような周知に努めます。

○目標事業量【病児・病後児保育事業】

	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
①量の見込み	定員6日/人 (1か所)	定員6日/人 (1か所)	定員6日/人 (1か所)	定員6日/人 (1か所)	定員6日/人 (1か所)
②確保の内容	定員6日/人 (1か所)	定員6日/人 (1か所)	定員6日/人 (1か所)	定員6日/人 (1か所)	定員6日/人 (1か所)
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

【参考：利用実績】令和4年度 延べ利用者数185人 実利用者数125人

令和5年度 延べ利用者数212人 実利用者数125人

11 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る事業です。

■現在の実施状況・課題

令和6年度においては、9小学校区で11のクラブ（公立10クラブ、私立2クラブ）を開設し、381人の児童（R6.5.1現在。入所者のみ。長期利用者、一時利用者は除く。）が利用しています。

施設面では、堀之内放課後児童クラブが利用者数の増加により定員を超えていることなどの課題があります。

運営面では、非常勤職員が放課後児童支援員として従事しており、長期的、安定的な人材の確保が難しいこと、夏休みの利用児童数の増加に伴う職員の確保が難しいこと、近年は特別な支援が必要な児童の入所が増加傾向にあり、適切な支援を行うための職員の育成などの課題があります。

また、現在開設している児童クラブの多くを市が運営していますが、開設時間の延長や食事の提供などの柔軟な施設運営が期待される民営化についても検討を行っていく必要があります。

■今後の方向性・目標事業量

（1）放課後児童クラブ

平成27年度から小学校6年生までが利用対象となったことから一時的に需要が増加しましたが、少子化による児童数減少の一方で、核家族化の進行や共働き世帯が増加したことより現在の放課後児童クラブの利用者数は横ばいの状況にあります。今後もしばらくこの状況が続くことが見込まれるため、ニーズ調査の結果を踏まえながら引き続き量の確保に努めていきます。

また、職員のキャリアアップ、特別な支援が必要な児童に対する研修などの受講機会を充実させ、保育の質の向上を図ります。

①堀之内地域（堀之内放課後児童クラブ）

堀之内放課後児童クラブは、堀之内小学校区と宇賀地小学校区を対象区域としています。

平成27年度に堀之内小学校敷地内に新たな施設を建設したことにより、定員を80人に増加しましたが、利用者数の増加により定員を超えています。また、クラブの規模が40人を超えていることから、施設内で保育の集団を2つに分割しています。

今後の利用者数も横ばい状態が続く見込みを踏まえ、堀之内地域内に新たな児童クラブの設置を検討します。

②小出地域（小出つくしクラブ、小出北部つくしクラブ、ひまわり放課後児童クラブ、第二たんぼクラブ、伊米ヶ崎放課後児童クラブ）

小出つくしクラブ、小出北部つくしクラブ、ひまわり放課後児童クラブ、第二たんぽぽクラブは、小出小学校区を対象区域、伊米ヶ崎放課後児童クラブは伊米ヶ崎小学校区を対象区域としています。

③湯之谷地域（湯之谷放課後児童クラブ、湯之谷やくしクラブ）

湯之谷放課後児童クラブ、湯之谷やくしクラブは、湯之谷小学校区を対象区域としています。

湯之谷放課後児童クラブは、利用者数の増加により施設内で保育の集団を2つに分割して実施していましたが、井口小学校の改築、移転に併せ、平成29年度に湯之谷小学校内に湯之谷やくしクラブを新設し、2箇所に分割したところです。現在は、いずれのクラブも定員内に収まっていることから継続して実施します。

④広神地域（広神東よつばクラブ、広神西よつばクラブ）

広神東よつばクラブは、広神東小学校区、広神西よつばクラブは、広神西小学校区を対象区域としています。

⑤守門地域（守門きのめクラブ）

守門きのめクラブは、須原小学校区を対象区域としています。

⑥入広瀬地域（入広瀬放課後児童クラブ）

入広瀬放課後児童クラブは、旧入広瀬小学校区を対象区域としています。

児童数の減少により利用者数も減少していますが、継続して実施します。

○目標事業量

（単位：人）

	R4	R5	R6	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
児童数(5/1 現在)	1,394	1,363	1,347	1,345	1,298	1,263	1,219	1,139
うち低学年	695	680	652	635	607	595	579	527
うち高学年	699	683	695	710	691	668	640	612
①見込み量（低学年）	316	310	306	312	298	292	285	259
①見込み量（高学年）	95	90	86	90	90	90	90	90
①合計	411	400	392	412	388	382	375	349
②確保の内容	400	400	400	420	420	420	420	420
②－①				8	32	38	45	71

※令和4年度から令和6年度の見込み量欄の数字は、通年利用の登録をしている児童の実数です。

- (2) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ等への活用に関する具体的な方策
担当部局間で協議し、学校施設の利用促進を検討していきます。
- (3) 放課後児童クラブ等の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策
放課後児童クラブの運営については、教育委員会部局で実施しております。児童の健全育成のために福祉部局とも連携しながら事業を実施していきます。
- (4) 特別な支援を必要とする児童への対応に関する方策並びに放課後児童クラブの役割を向上させるための方策
学校と放課後児童クラブとの連携会議を実施し、特別な支援を必要とする児童を含めた利用児童についての情報共有をすることで、一人一人の状態に応じた対応ができるよう努めます。
- (5) 放課後児童クラブにおける育成支援の内容についての周知を推進させるための方策
利用者に対しては、迎えに来た保護者に対して児童の様子を伝えることや連絡帳を通して、支援内容について伝達しています。
また、地域住民に対しては、市広報誌やホームページ等を活用し、放課後児童クラブでの支援内容の周知に努めます。

12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

特定教育・保育施設や特定子ども・子育て支援施設である私立幼稚園において実費徴収を行うことができるとされている副食費の費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に一部を補助する事業です。

■現在の実施状況

幼児教育・保育無償化に伴い対象となった副食費の補助については、公立保育園等を利用する子どもと同様の取扱いとなるよう補助対象範囲を拡充し、私立幼稚園に在籍する魚沼市の満3歳以上のすべての子どもの副食費の費用について補助を行っています。

■今後の方向性

子育てを行う家庭の経済的負担の軽減のため継続して実施します。

13 子育て世帯訪問支援事業（新規）

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる世帯を訪問支援員が訪問し、家事や育児等の支援を行う事業です。

■現在の実施状況

令和4年の児童福祉法改正に伴い、令和6年4月から養育支援訪問事業のうち、家事・育児支援は本事業で実施しています。

児童や保護者又は妊婦等からの相談や関係機関からの情報提供、相談等により、支援の対象者の把握に努めます。関係機関と連携しながら、それぞれの家庭が抱えている養育上の問題を解決できるよう継続的に支援していきます。

■今後の方向性

今後も切れ目のない支援が行われるよう関係機関と情報の共有を行い、支援を必要とする家庭に確実に支援が行えるよう努めます。

【参考：訪問実績】 令和4年度 訪問数 6人
令和5年度 訪問数 2人

※養育支援訪問事業のうち、家事・育児支援に関する訪問実績

14 児童育成支援拠点事業（新規）

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行います。

■現在の実施状況

魚沼市では未実施です。

■今後の方向性

事業の実施に向けて、事業の在り方の検討を行います。

15 親子関係形成支援事業（新規）

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施します。

■現在の実施状況

魚沼市では未実施です。

■今後の方向性

事業の実施に向けて、事業の在り方の検討を行います。

16 こども誰でも通園制度事業（新規）

就労要件等を問わず、月一定時間のなかで、0歳6か月～2歳の子どもを預かります。

■現在の実施状況

令和8年度からの本格実施に向けて市内の施設での受入態勢を整備していく必要があります。

■今後の方向性

利用定員に空きがある施設を中心に実施施設数を拡大し、ニーズに対応していきます。

17 産後ケア事業（新規）

魚沼市に住所があり、産後の体調不良又は育児不安等がある方、家族等の支援が十分に受けられない方、産後の経過に応じた日常の生活等について相談したい方、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施します。

■現在の実施状況

母親の身体的回復と精神的な安定が図られる体制づくりのため、平成30年度から、産後の育児の支援や休養が必要な方へ必要なケアを、医療機関と連携して行うサービスとして開始しました。宿泊、日帰り型のケアと、助産師による訪問型のケアを設定しています。

- ・宿泊型・日帰り型（実施医療機関：小千谷総合病院、たかき医院、利用回数：宿泊型と日帰り型と合わせて7日以内）
- ・訪問型（実施医療機関：市立小出病院、利用回数：原則2回まで）

■今後の方向性

今後も妊娠届出時、出生届出時、医療機関との連携の中で情報提供を行い、支援が必要な産婦の利用につなげていきます。